

小樽市障害者虐待防止・差別解消事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に規定される障害者虐待及び差別の防止や早期発見、虐待及び差別を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者その他の関係者に対する適切な支援、紛争の防止又は解決及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者虐待防止法、障害者差別解消法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による。

(事業主体)

第3条 本事業の実施主体は、小樽市とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害者虐待防止・差別解消の体制整備

ア 障害者虐待及び差別に関する対応窓口の設置、相談又は通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認

イ 緊急一時保護の実施

ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請

エ 障害者や養護者その他の関係者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価

オ 虐待又は差別を受けた知的障害者、精神障害者に対する成年後見制度の利用支援

カ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備

(2) 障害者虐待防止・差別解消ネットワークの構築

保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「障害者虐待防止・差別解消連携協議会」の設置

(3) 障害者虐待及び差別に関する地域への普及啓発

障害者虐待及び差別に関する知識を深めるための、市民等を対象とした研修会等の開催

(4) その他障害者虐待及び差別に関する事業であって、市長が適当と認めるもの

第2章 障害者虐待防止・差別解消センター

(障害者虐待防止・差別解消センターの設置及び名称)

第5条 障害者の虐待を防止し、差別を解消するとともに、障害者を養護する者やその他の関係者に対する支援などを実施するため、障害者虐待防止・差別解消センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称は「小樽市障害者虐待防止・差別解消センター」とする。

(センターの所掌事務)

第6条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- (3) 障害者や養護者その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談の受理
- (4) 前号に規定する相談事案の事実確認及び紛争の防止又は解決への調整
- (5) 障害者虐待防止・差別解消及び養護者その他の関係者に対する支援に関する広報・啓発
- (6) その他、障害者虐待防止・差別解消及び養護者その他の関係者に対する支援に関して市長が必要と認める業務

(センター業務の委託)

第7条 センターの業務は、社会福祉法人等に委託することができる。

第3章 障害者虐待通報又は届出時の対応

(障害者虐待通報又は届出時の対応)

第8条 障害者虐待防止法第7条第1項、第9条第1項、第16条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項による通報又は届出があったときには、これを速やかに受理し、相談・通報・届出受付票（様式第1号）へ記録するとともに、対応の緊急度を判定するものとする。

2 対応の緊急度は、判定チーム（別表1）により判定する。

(緊急一時保護)

第9条 障害者虐待防止法第9条第1項による通報又は届出のうち、前条の規定に基づき緊急性が認められた場合には、速やかに緊急一時保護を実施する。

2 市長は緊急一時保護を実施するときは一時保護依頼書（様式第2号）により、指定障害者支援施設等（以下「実施施設」という。）の長に対して依頼するものとする。

3 実施施設は緊急一時保護の状況について、一時保護報告書（様式第3号）により市長へ報告するものとする。

第4章 障害者虐待防止・差別解消連携協議会

(障害者虐待防止・差別解消連携協議会)

第10条 地域における障害者虐待の防止、差別の解消、障害者を養護する者に対する支援などを協議するため、障害者虐待防止・差別解消連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(連携協議会の所掌事項)

第11条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 障害者の虐待防止、差別解消に係る具体的な施策の検討
- (2) 養護者に対する支援施策の検討
- (3) 本要綱に規定される事業の評価・見直し
- (4) 市民への広報・普及活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者虐待防止・差別解消に関すること。

(連携協議会の組織)

第12条 連携協議会は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 連携協議会に会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、あらかじめ副会長として委員の中から1名を指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連携協議会の会議)

第13条 連携協議会は、会長が召集する。

- 2 連携協議会は、会員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 連携協議会の進行は、会長が行う。
- 4 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができる。

第5章 福祉施設、使用者、学校、医療機関、保育所等への周知・啓発

(福祉施設への周知・啓発)

第14条 市長は、連携協議会や障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）などと協力し、市内の障害者支援施設、福祉サービス提供事業所等に対し、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知並びに障害者の虐待防止及び差別解消に係る啓発を行う。

(使用者への周知・啓発)

第15条 市長は、連携協議会や協議会などと協力し、管内の企業、事業所等に対し、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知並びに障害者の虐待防止及び差別解消に係る啓発を行う。

第6章 秘密保持、事業報告

(秘密保持)

第16条 本事業に関係する者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、その職を退いた後も同様とする。

(事業報告)

第17条 本事業について、その庶務を担当する者は年度完了後、連携協議会長へ事業実績を報告しなければならない。

(庶務)

第18条 本事業の庶務は、小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループにおいて処理する。ただし、本要綱第7条の規定により社会福祉法人等がセンター業務を受託した場合は、当該業務の庶務は受託法人等において処理する。

(委任)

第19条 この要綱において定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	住所または 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異				
居所	電話： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院（ ） <input type="checkbox"/> 施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
程度区分	電話： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（月 日） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定				
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	相談支援事業所		
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害（ ） <input type="checkbox"/> 知的障害（ ） <input type="checkbox"/> 精神障害（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有（種別： 等級： ） <input type="checkbox"/> 無		その他特記事項		
経済状況	生活保護受給（ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有）				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

別紙対応経過のとおり

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【養護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 親（ ） <input type="checkbox"/> きょうだい（ ） <input type="checkbox"/> 子（ ） <input type="checkbox"/> 子の配偶者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
連絡先	電話番号	職業
その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 （具体的内容を記載）
情報源	相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた

【総合相談としての対応】

相談終了：聞き取りのみ 情報提供・助言 他機関への取次・斡旋（機関名： ） その他（ ）
相談継続：相談支援事業所等による継続相談（ ） 障害者虐待 その他（ ）
 備考（ ）

様

小樽市長

一時保護依頼書

小樽市障害者虐待防止対策事業実施要綱第9条の規定により、次の者の一時保護を依頼します。

記

対象者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
	連絡先	
	障害種別	
	かかりつけ医	
虐待の区分		
虐待の状況 (本人の訴え・ 身体状況等)		
留意事項		
その他特記事項		

（宛先）小樽市長

所在地
施設名
代表者名

印

一時保護報告書

年 月 日付け樽障福第 号にて依頼のありました次の者の一時保護状況について
報告します。

記

対象者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
一時保護 開始年月日		
一時保護 終了年月日		
一時保護の状況		
備考		

別表1（第8条第2項関係）

チームリーダー	小樽市福祉保険部福祉総合相談室主幹（障害福祉担当）
副リーダー	小樽市福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）主査
メンバー1	小樽市福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）職員
メンバー2	基幹相談支援センター職員
メンバー3	地域づくりコーディネーター
メンバー4	指定相談支援事業所の相談支援専門員（必要に応じ）

別表2（第12条関係） 障害者虐待防止・差別解消連携協議会構成員

構成員	
小樽市民生児童委員協議会	
小樽市総連合町会	
小樽労働基準監督署	
札幌法務局小樽支局	
小樽人権擁護委員協議会	
一般社団法人小樽市医師会	
北海道札幌方面小樽警察署	
一般社団法人北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部	
一般社団法人小樽観光協会	
社会福祉法人小樽市社会福祉協議会	
社会福祉法人小樽四ツ葉学園	
社会福祉法人札幌緑花会	
社会福祉法人塩谷福祉会	
社会福祉法人志成会	
社会福祉法人後志報恩会	
社会福祉法人小樽高島福祉会	
社会福祉法人北海道宏栄社	
小樽地域障がい者相談支援センターさぽーとひろば	
特定非営利活動法人しりべし圏域総合支援センター	
小樽市介護支援専門員連絡協議会	
小樽市保健所	
小樽市生活環境部男女共同参画課	
小樽市教育委員会	
小樽市福祉保険部（福祉総合相談室障害福祉グループ）	
小樽市こども未来部（こども家庭課、こども発達支援センター）	

